

保険業法等の一部を改正する法律案 参照条文

目次

- 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 学校教育法（昭和二十一年三月三十日法律第二十六号）（抄）・・・・・・・・・・・・
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年四月十四日法律第五十四号）（抄）・・・・・・・・・・・・
- 地方自治法（昭和二十一年四月十七日法律第六十七号）（抄）・・・・・・・・・・・・
- 船主相互保険組合法（昭和二十五年五月十一日法律第百七十七号）（抄）・・・・・・・・
- 商業登記法（昭和三十八年七月九日法律第百二十五号）（抄）・・・・・・・・
- 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年四月二日法律第二十二号）（抄）・・・・・・・・
- 保険業法（平成七年六月七日法律第百五号）（抄）・・・・・・・・
- 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年六月二十一日法律第九十五号）（抄）・・・・・・・・
- 会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）（抄）・・・・・・・・

○ 商法（明治三十一年三月九日法律第四十八号）（抄）

第九条 本法ニ依リ登記すべき事項ハ当事者ノ請求ニ依リ其ノ営業所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ニ備ヘタル商業登記簿ニ之ヲ登記ス

第一百六十六条 （略）

② ⑤ （略）

⑥ 前項ノ規定ニ拘ラズ会社ノ公告ハ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ不特定多數ノ者ガ其ノ公告すべき内容タル情報ノ提供ヲ受クルコトヲ得ベキ状態ニ置ク措置ヲ執ルコト（以下電子公告ト称ス）ニ依リ之ヲ為スコトヲ得

第二百四十四条 （略）

② ⑤ （略）

⑥ 第二百六十三条第三項ノ規定ハ前項ニ掲グルモノニ、同条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ）ニ之ヲ準用ス

第二百五十四条ノ二 左ノ者ハ取締役タルコトヲ得ズ

一 成年被後見人又ハ被保佐人

二 破産手続開始ノ決定ヲ受ケ復権セザル者

三 本法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律、有限会社法 又ハ中間法人法ニ定ムル罪ニ因リ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リタル日又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年ヲ経過セザル者

四 前号ニ定ムル罪以外ノ罪ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終ル迄又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者但シ刑ノ執行猶予中ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百六十六条ノ四 （略）

② ⑤ （略）

⑥ 株主又ハ親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ左ノ請求ヲ為スコトヲ得会社ノ債権者ガ取締役又ハ監査役ノ責任ヲ追及スル為必要アルトキ亦同ジ

一 前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 前項ノ議事録ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

⑦ （略）

第二百六十三条 (略)

②～⑥ (略)

⑦ 親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ニ対シ第二項各号又ハ第三項各号ニ掲グル請求（子会社ガ有限会社ナル場合ニ於テハ有限会社法第二十八条第一項ノ定款又ハ社員名簿ニ係ル請求）ヲ為スコトヲ得

第二百八十二条 取締役ハ定期總会ノ会日ノ二週間前ヨリ第二百八十二条第一項ニ掲グルモノ及監査報告書ヲ五年間本店ニ、其ノ謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）ヲ三年間支店ニ備置クコトヲ要ス
② 株主及会社ノ債権者ハ營業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第一号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一 前項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求

二 前号ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求

三 前項ニ掲グルモノガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四 前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求

③ 親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ニ対シ前項各号ニ掲グル請求（子会社ガ有限会社ナル場合ニ於テハ有限会社法第四十三条ノニ第一項ニ掲グルモノニ係ル請求）ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第四百二十一条 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 第二百八十二条第二項ノ規定ハ前項ニ掲グルモノニ、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グルモノ）ニ之ヲ準用ス

⑦ 清算人ハ貸借対照表及事務報告書ヲ定期總会ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

○ 学校教育法（昭和二十一年三月三十日法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）（抄）

第十一条 銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社にあつては、百分の十。次項において同じ。）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合

二 他の国内の会社が自己の株式の取得を行つたことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合

三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合

四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員（以下この号において「有限責任組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合

② 前項第一号から第三号まで及び第六号の場合（同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。）において、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、同項第三号の場合を除き、銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

③・④ （略）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。
- 二 その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。
- 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていていること。
- 四 規約を定めていること。

③ ⑯ (略)

○ 船主相互保険組合法（昭和二十五年五月十一日法律第百七十七号）（抄）

（定義）

- 第一条 「この法律において「船主相互保険組合」（以下「組合」という。）とは、小型船相互保険組合及び船主責任相互保険組合をいう。
- 2 この法律において「小型船相互保険組合」とは、漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項（定義）に規定する漁船をいう。以下第七条第一項において同じ。）以外の木船又は小型鋼船（総トン数三百トン未満の鋼船をいう。以下この項及び第七条第一項において同じ。）の所有者又は賃借人がその所有し、又は賃借する木船又は小型鋼船に関する相互保険たる損害保険事業並びにその木船の運航に伴つて生ずる自己の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行つたため、この法律に基づいて設立した組合をいう。
- 3 この法律において「船主責任相互保険組合」とは、木船以外の船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他その運航に携わる者の当該船舶の運航に伴つて生ずる自己の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行つたため、この法律に基づいて設立した組合をいう。
- 4 (略)

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書（前条第四項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

（添付書面の通則）

- 第七十九条 登記すべき事項につき株主総会（ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。）、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。
- 2 登記すべき事項につき商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合においては、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。
- 3 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）における登記すべき事項につき、商法特例法第二十二条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。
- 4 登記すべき事項につき会社に一定の額の純資産又は負債が存在し、又は存在しないことを要するときは、申請書に最終の貸借対照表を添付しなければならない。

○ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年四月一日法律第二十一号）（抄）

（定義）

- 第一条の二 この法律において「大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する株式会社をいう。
- 一 資本の額が五億円以上であること。
 - 二 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以上であること。
 - 2・3 （略）
 - 4 この法律において「連結子会社」とは、他の株式会社により経営を支配しているものとして法務省令で定める会社その他の団体をいう

（会計監査人の監査）

第二条 大企業（清算中のものを除く。）は、この節に定めるところにより、商法第二百八十二条第一項に掲げるもの（同項第三号に掲げるもの及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 資本の額が一億円を超える株式会社（第一条の二第一項各号のいづれにも該当しないものに限り、清算中のものを除く。）は、定款をもつて、この節に規定する特例の適用を受ける旨を定めることができる。この場合においては、当該株式会社を大会社とみなして、前項及び次条から第十九条まで（第四条第二項第二号並びに第七条第三項及び第五項中連結子会社に関する部分並びに第十八条第四項を除く。）の規定を適用する。

（会計監査人の選任）

- 第三条 会計監査人は、株主総会において選任する。
2 取締役は、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。
3 監査役会は、その決議をもつて、取締役に対し、会計監査人の選任を株主総会の会議の目的とする」とを請求することができる。会計監査人の選任に関する議案の提出についても、同様とする。
4 大会社の設立の場合（第六項から第八項までに規定する場合を除く。）においては、会計監査人は、発起人が大会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けたときは発起人が、その他のときは創立総会において、選任する。
5 （略）
6 合併によって大会社を設立する場合においては、合併契約書に合併によつて設立する大会社の会計監査人の氏名又は名称を記載しなければならない。
7・8 （略）

（定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等）

- 第十六条 （略）
2・4 （略）
5 第三項の大会社は、取締役会の決議をもつて、大会社が商法第二百八十三条第一項の承認を得、又は第一項後段の報告をした後遅滞なく、同法第二百八十一條第一項第一号及び第二号に掲げるものに記載され又は記録された情報を、電子公告（同法第二百六十六條第六項の電子公告をいう。以下同じ。）に準ずるものとして法務省令で定めるものにより、その承認を得、又はその報告をした日後五年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることとすることができる。この場合において、当該決議をした大企業については、第二項の規定は、適用しない。
6・7 （略）

（連結計算書類）

- 第十九条の二 大会社の取締役は、当該大会社の決算期における当該大会社並びにその子会社及び連結子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの（以下「連結計算書類」という。）を作成しなければならない。
2 連結計算書類は、次項の監査を受ける前に取締役会の承認を受けなければならない。
3 前項の承認を受けた連結計算書類は、第一項の決算期に関する定時総会の開催前に、法務省令で定めるところにより、監査役及び会計監

查人の監査を受けなければならない。

- 4 取締役は、第二項の承認を受けた連結計算書類を前項の定時総会に提出し、当該定時総会において、その内容を報告し、かつ、法務省令で定めるところにより前項の監査の結果を報告しなければならない。
- 5 商法第二百八十一條第三項の規定は連結計算書類の作成について、同法第二百八十三条第二項及び第三項の規定は第二項の承認を受けた連結計算書類について準用する。

(監査役による連結子会社の調査等)

- 第十九条の三 監査役は、連結計算書類に関する職務を行うため必要があるときは、連結子会社に対して会計に関する報告を求め、又は連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

- 2 商法第二百七十四条ノ三第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(大会社又はみなし大会社に該当しなくなる場合の経過措置)

- 第二十条 大会社である株式会社であつて、第二条第一項及び第三条から前条までの規定（以下「大会社特例規定」という。）の全部の適用があるものが、第一条の二第一項各号のいずれにも該当しなくなつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定を適用する。
2 みなし大会社である株式会社であつて、第四条第二項第一号並びに第七条第三項及び第五項中連結子会社に関する部分、第十八条第四項、第十九条の二並びに第十九条の三の規定（以下「大会社連結特例規定」という。）以外の大会社特例規定（以下「みなし大会社特例規定」という。）の適用があり、大会社連結特例規定の適用がないものが、次のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、みなし大会社特例規定を適用する。
一 第二条第二項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更があつたとき。
二 資本の額が一億円以下となつたとき。

(新たに大会社又はみなし大会社となる場合の経過措置)

- 第二十一条 大会社以外の株式会社（次項に規定するもの、大会社特例規定の全部の適用があるもの及び第二十一条の五から第二十一条の三十六までの規定（以下「委員会等設置会社特例規定」という。）が第一条の二第一項第一号に該当することとなつた場合においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定は、適用しない。
2 大会社以外の株式会社であつて、みなし大会社特例規定の適用があり、大会社連結特例規定の適用がないものが第一条の二第一項第一号に該当することとなつた場合においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、大會社連結特例規定は、適用しない。この場合においては、当該株式会社が当該定時総会の終結の時までに第一条の二第一項各号のいずれにも該当しなくなつたときであつても、当該定時総会の終結の時までは、みなし大会社特例規定を適用する。
3 第一項に規定する株式会社が第一条の二第一項第一号に該当することとなつた場合においては、当該株式会社については、最終の貸借対

照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定は、適用しない。

4 第二項に規定する株式会社が第一条の二第一項第二号に該当する」ととなつた場合においては、当該株式会社については、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社連結特例規定は、適用しない。

5 第一項に規定する株式会社（資本の額が一億円を超えるものに限る。）が定款を変更して第二条第一項の定款の定めを設けた場合においては、当該株式会社については、その後最初に招集される定時総会（当該定款の定めを設けた株主総会が定時総会であるときは、当該定時総会を含む。）の終結の時までは、みなし大会社特例規定は、適用しない。

○ 保険業法（平成七年六月七日法律第二百五号）（抄）

（定義）

第一条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「損害保険会社」とは、保険会社のうち第三条第五項の損害保険業免許を受けた者をいう。

5・14 （略）

15 第十二項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

16・22 （略）

（免許）

第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

2・4 （略）

5 損害保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を收受する保険（次号に掲げる保険を除く。）

二・三 （略）

6 （略）

(免許申請手続)

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～五 (略)

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一定款

二 事業方法書

三 普通保険約款

四 保険料及び責任準備金の算出方法書

3 前項の場合において、同項第一号の定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

4 (略)

(資本の額又は基金の総額)

第六条 保険会社は、資本の額又は基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額が政令で定める額以上の株式会社又は相互会社でなければならない。

2 (略)

(商号又は名称)

第七条 (略)

2 保険会社でない者は、その商号又は名称中に保険会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(設立の登記に係る登記事項)

第十一条 会社の設立の登記には、商法第一百八十八条第二項各号（設立の登記の登記事項）に掲げる事項のほか、第一百十三条後段の定款の定めをしたときは、その規定を登記しなければならない。

(取締役の欠格事由等)

第十二条 会社に対する商法第二百五十四条ノ一（取締役の欠格事由）（同法第二百八十一条第一項（監査役）及び第四百三十条第二項（清算人）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第二百五十四条ノ一第三号中「本法」とあるのは、「保険業法（平成七年法律第二百五号）」、「本法」とする。

2 (略)

(総代会における参考書類の交付等)

第四十八条 (略)

- 2 相互会社は、次条において準用する商法第二百三十二条第二項の承諾をした総代に対し電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）による総代会の招集の通知をするときは、前項の書類に記載すべき情報をその通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、総代の請求があつたときは、同項の書類を当該総代に交付しなければならない。

(基金償却積立金の積立て)

- 第五十六条 基金を償却するときは、その償却する金額に相当する金額を、基金償却積立金として積み立てなければならない。

- 2 基金に係る債務の免除を受けたときは、その免除を受けた金額に相当する金額を、基金の総額から控除し、基金償却積立金として積み立てなければならない。

(組織変更)

第六十八条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する基金の総額の全部又は一部は、組織変更時において準備金を積み立てることにより、これに代えることができる。この場合においては、当該積み立てる額については、同項の基金の募集は、する」とを要しない。

4・5 (略)

(特定関係者との間の取引等)

- 第一百条の三 保険会社は、その特定関係者（当該保険会社の子会社、当該保険会社の保険主要株主、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社（当該保険会社を除く。）その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 一 当該特定関係者との間で行う取引で、当該保険会社の取引の通常の条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引
- 二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

(保険会社の子会社の範囲等)

- 第一百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。
- 一 生命保険会社
- 二 損害保険会社

三 銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行（以下「銀行」という。）

四〇十二（略）

258（略）

（業務報告書等）

第一百十条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 保険会社が子会社その他の当該保険会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この章及び次章において「子会社等」という。）を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第一百十一条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該保険会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該保険会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項又は前項に規定する書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

4 保険会社は、第一項又は第二項に規定する事項のほか、保険契約者その他の顧客が当該保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

（事業費等の償却）

第一百十三条 保険会社は、当該保険会社の成立後の最初の五事業年度の事業費に係る金額その他内閣府令で定める金額を、貸借対照表の資産の部に計上することができる。「」の場合において、当該保険会社は、定款で定めるところにより、当該計上した金額を当該保険会社の成立後十年以内に償却しなければならない。

（契約者配当）

第一百十四条（略）

2 契約者配当に充てるための準備金の積立てその他契約者配当に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(価格変動準備金)

第一百五条 保険会社は、その所有する株式その他の価格変動による損失が生じ得るものとして内閣府令で定める資産（次項において「株式等」という。）について、内閣府令で定めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて内閣総理大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の準備金は、株式等の売買等による損失（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。）の額が株式等の売買等による利益（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益（第百十二条第一項の規定による評価換えにより計上した利益を除く。）並びに償還益をいう。）の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金)

第一百六条 保険会社は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、保険契約を再保険に付した場合における当該保険契約に係る責任準備金の積立方法その他責任準備金の積立てに関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(支払備金)

第一百七条 保険会社は、毎決算期において、保険金、返戻金その他の給付金（以下この項において「保険金等」という。）で、保険契約に基づいて支払義務が発生したものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものがある場合において、保険金等の支出として計上していないものがあるときは、支払備金を積み立てなければならない。

2 前項の支払備金の積立てに関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(保険計理人の選任等)

第一百二十条 保険会社（生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社に限る。第三項及び第一百二十二条において同じ。）は、取締役会において保険計理人を選任し、保険料の算出方法その他の事項に係る保険数理に関する事項として内閣府令で定めるものに選任せなければならぬ。

2 保険計理人は、保険数理に関する必要な知識及び経験を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者でなければならない。

3 保険会社は、保険計理人を選任したとき、又は保険計理人が退任したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(保険計理人の職務)

第一百二十二条 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出しなければならない。

- 一 内閣府令で定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。
 - 二 契約者配当又は社員に対する剩余金の分配が公正かつ平衡に行われているかどうか。
 - 三 その他内閣府令で定める事項
- 2 保険計理人は、前項の意見書を取締役会に提出した後、遅滞なく、その写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - 3 内閣総理大臣は、保険計理人に対し、前項の意見書の写しについてその説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。
 - 4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(保険計理人の解任)

第一百二十三条 内閣総理大臣は、保険計理人が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の处分に違反したときは、当該保険会社に対し、その解任を命ずることができる。

(健全性の基準)

第一百三十一条 内閣総理大臣は、保険会社に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準を定めることができる。

- 一 資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額
- 二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として内閣府令で定めるところにより計算した額

(免許の取消し等)

第一百三十三条 内閣総理大臣は、保険会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役若しくは監査役の解任を命じ、又は第三条第一項の免許を取り消すことができる。

- 一 法令、法令に基づく内閣総理大臣の处分又は第四条第二項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。
- 二 当該免許に付された条件に違反したとき。
- 三 公益を害する行為をしたとき。

第一百三十四条 内閣総理大臣は、保険会社の財産の状況が著しく悪化し、保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当ないと認めるときは、当該保険会社の第三条第一項の免許を取り消すことができる。

(保険契約の包括移転)

第一百三十五条 保険会社は、この法律の定めるところに従い、他の保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）との契約により保険契約を当該他の保険会社（以下この節において「移転先会社」という。）に移転することができる。

2・4 (略)

(事業の譲渡又は譲受けの認可)

第一百四十二条 保険会社を全部又は一部の当事者とする事業の譲渡又は譲受けは、内閣府令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社の分割の認可)

第一百七十三条の六 会社の分割は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2・3 (略)

(免許)

第一百八十五条 外国保険業者は、第三条第一項の規定にかかわらず、日本に支店等（外国保険業者の日本における支店、従たる事務所その他の事務所又は外国保険業者の委託を受けて当該外国保険業者の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）を設けて内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該免許に係る保険業を当該支店等において行うことができる。

2・6 (略)

(免許申請手続等)

第一百八十七条 (略)

(略)

3 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- 一 定款又はこれに準ずる書類
- 二 日本における事業の方法書
- 三 日本において締結する保険契約の普通保険約款
- 四 日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書

4・5 (略)

(日本における代表者)

第一百九十二条 (略)

3 外国保険会社等の日本における代表者は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

4 (略)

(本店又は主たる事務所の決算書類の提出)

第一百九十五条 外国保険会社等は、事業年度²ごとに、その本店又は主たる事務所において作成した財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度終了後相当の期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(免許の取消し等)

第二百五条 内閣総理大臣は、外国保険会社等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該外国保険会社等の日本における業務の全部若しくは一部の停止若しくは日本における代表者の解任を命じ、又は第一百八十五条第一項の免許を取り消すことができる。

一 法令（外国の法令を含む。）、法令に基づく内閣総理大臣の处分又は第一百八十七条第三項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。

二 第百八十五条第一項の免許又は本國において受けている保険業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。第一百九条第七号において同じ。）に付された条件に違反したとき。

三 公益を害する行為をしたとき。

第二百六条 内閣総理大臣は、外国保険会社等の財産の状況が著しく悪化し、日本における保険業を継続することが日本における保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該外国保険会社等の第一百八十五条第一項の免許を取り消すことができる。

(免許)

第二百十九条 次の各号のいずれにも該当する法人（以下この節において「特定法人」という。）は、保険の引受けを行う当該特定法人の社員（以下「引受社員」という。）の日本における保険業に係る引受けの代理並びに当該日本における保険業に係る当該特定法人及びその引受社員の業務の代理をする者（以下この節において「総代理店」という。）を定め、引受社員が日本において保険業を行うことについて、内閣総理大臣の免許を受けることができる。

一 外国の特別の法令により設立された法人であること。
二 その社員である者が、外国の法令の特別の規定により、当該外国において保険業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を受けないで、保険業を行うことが認められていること。

256 (略)

(供託)

第一百二十三条 (略)

2～4 (略)

5 引受社員は、免許特定法人が第一項の供託金（第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。）につき供託（第三項の契約の締結を含む。第九項において同じ。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、第二百十九条第一項の免許に係る保険業を開始してはならない。

6～8 (略)

9 免許特定法人は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額（契約金額を含む。）が第一項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託を行い、その旨を遅滞なく内閣総理大臣に届け出なければならない。

10～12 (略)

(事業の方法書等に定めた事項の変更命令)

第一百二十九条 内閣総理大臣は、免許特定法人及び引受社員の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、当該免許特定法人に対し、その必要な限度において、第二百二十二条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更を命ずる」とができる。

(免許の取消し等)

第一百三十一条 内閣総理大臣は、免許特定法人又は引受社員が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、引受社員の日本における業務の全部若しくは一部の停止若しくは日本における代表者の解任を命じ、又は第二百十九条第一項の免許を取り消すことができる。

- 一 法令（外国の法令を含む。）、法令に基づく内閣総理大臣の処分又は第二百二十二条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。
- 二 当該免許に付された条件に違反したとき。
- 三 公益を害する行為をしたとき。

第一百三十二条 内閣総理大臣は、免許特定法人及び引受社員の財産の状況が著しく悪化し、引受社員が日本における保険業を継続することが日本における保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該免許特定法人の第二百十九条第一項の免許を取り消すことができる。

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第一百四十九条の三 (略)

2 相互会社である被管理会社がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理会社は、第四十一条及び第四十九条

において準用する商法第一百四十五条（営業の譲渡及び譲受け）並びに第百三十六条及び第百五十六条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

- 一 事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 二 保険契約の移転
- 三 解散

3
3
12
（略）

（定義）

第二百六十条 この節において「保険契約の移転等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 （略）
- 二 破綻保険会社（外国保険会社等を除く。）と他の保険会社との合併で、当該他の保険会社が存続することとなるもの
- 三 （略）

2
2
5
（略）

6 この節において「承継保険会社」とは、保険契約の移転又は合併により破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ保険契約の管理及び処分を行うことを主たる目的とする保険会社であつて、機構の子会社（機構がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。以下同じ。）として設立されたものをいう。

7 （略）

8 この節において「保険契約の再承継」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 （略）
- 二 承継保険会社と他の保険会社との合併で、当該他の保険会社が存続することとなるもの
- 三 （略）

9
9
11
（略）

（負担金の納付）

第二百六十五条の三十三 会員は、機構の事業年度ごとに、保険契約者保護資金に充てるため、定款で定めるところにより、機構に対し、負担金を納付しなければならない。ただし、機構の当該事業年度末における保険契約者保護資金の残高が、機構の資金援助等業務に要する費用の予想額に照らし十分な額として定款で定めるところにより算定した額に達している事業年度の翌事業年度については、この限りでない。

2 （略）

（保険契約の引受け）

第二百七十三条の四 加入機構は、第二百六十七条第一項の規定による保険契約の引受けの申込みを受けた場合において、必要があると認める

ときは、当該申込みに係る保険契約の引受けを行う前に、内閣総理大臣に対して第二百五十六条第一項の規定による措置をとることを求めることができる。

257 (略)

8 第一項の申込みに係る破綻保険会社は、加入機構が第六項の規定による決定をしたときは、加入機構との保険契約の引受けに関する契約により、当該加入機構に対し、保険契約の全部又は一部に係る保険契約の移転をすることができる。

9 (略)

(機構が保険業を行う場合のこの法律の適用関係)

第二百七十三条の六 機構は、第三条第一項の規定にかかるわらず、第二百七十三条の四第八項の規定に基づき締結した保険契約の引受けに関する契約により移転を受けた保険契約の管理及び処分に必要な範囲内において、保険業を行うことができる。

2

機構が前項の規定により保険業を行う場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第九十七条、第九十七条の二、第一項及び第二項、第九十八条、第二編第五章（第一百九条、第二百三十三条及び第二百四十四条を除く。）、第二百二十三条から第二百二十五条まで、第二百三十二条、同編第七章第一節及び第三節、第二百七十四条並びに第三百九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、機構を保険会社とみなす。この場合において、第九十七条第一項中「第三条第二項」とあるのは「第二百六十条第九項に規定する保険契約の引受けに係る同条第二項に規定する破綻保険会社」と、第九十八条第一項中「次に掲げる業務その他の業務」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる業務」と、第二百二十条第一項並びに第二百二十二条第一項及び第二項中「取締役会」とあるのは「保険契約者保護機構の理事長」と、第二百三十六条第一項中「又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」（以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。）とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）又は保険契約者保護機構の総会（第二百四十四条第二項及び第二百四十九条第一項において「株主総会等」という。）」と、第二百三十六条の二第二項中「移転会社の取締役（委員会等設置会社等にあっては、執行役）」とあるのは「保険契約者保護機構の理事」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から」とあるのは「第二百七十三条の六第二項第一号の規定により読み替えて適用される前条第一項の保険契約者保護機構の総会の会日から」とする。

二 第百一条から第二百五条までの規定（これららの規定に係る罰則を含む。）の適用については、その会員であつた保険契約の引受けに係る破綻保険会社が受けていた免許が第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属するものである場合における機構を損害保険会社とみなす。

三 第百十四条の規定の適用については、機構を保険業を営む株式会社とみなす。

3 機構が、第一項の規定により保険業を行う場合には、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、当該機構を保険会社又は会員の免許の種類に応じ生命保険会社若しくは損害保険会社とみなす。

(清算保険会社の資産の買取りの申込み)

第二百七十三条の八の二 (略)

- 2 機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、同項の申込みをした清算保険会社その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(清算保険会社の資産の買取り)

- 第二百七十三条の八の三 機構は、前条第一項の申込みを受けたときは、遅滞なく、審査会及び委員会の議を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。
- 2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。
- 3 機構は、第一項の規定により資産の買取りを行うことを決定したときは、当該資産の買取りの申込みを行つた清算保険会社と当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

(保険主要株主に係る認可等)

- 第二百七十二条の十 次に掲げる取引若しくは行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならうとする者又は保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第二百七十二条の十八第一項に規定する持株会社にならうとする会社、同項に規定する者及び保険会社を子会社としようとする保険持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 一 当該議決権の保有者にならうとする者による保険会社の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）
- 二 当該議決権の保有者にならうとする者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有している会社による第二条第一項の免許の取得
- 三 その他政令で定める取引又は行為

254 (略)

(保険主要株主による報告又は資料の提出)

- 第二百七十二条の十二 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である保険主要株主に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(保険主要株主に対する立入検査)

- 第二百七十二条の十三 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である保険主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社若しくは当該保険主要株主の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該保険主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させるこ

とができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならない。

(保険主要株主に対する措置命令)

第二百七十二条の十四 内閣総理大臣は、保険主要株主が第二百七十二条の十一各号に掲げる基準（当該保険主要株主に係る第二百七十二条の十第一項又は第二項ただし書の認可に第三百十条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあっては、当該条件を含む。）に適合しなくなつたときは、当該保険主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をることができる。

(保険主要株主に係る認可の取消し等)

第二百七十二条の十六 内閣総理大臣は、保険主要株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該保険主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該保険主要株主の第二百七十二条の十第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である保険主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 保険主要株主は、前項の規定により第二百七十二条の十第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十二条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

- 一 生命保険会社
- 二 損害保険会社
- 三 銀行
- 四 長期信用銀行
- 五 証券専門会社
- 六 信託専門会社
- 七 保険業を行う外国の会社
- 八 銀行業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 九 証券業を営む外国の会社（前二号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 十 信託業を営む外国の会社（前三号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 十一
- 十二
- （略）

イ 保険会社又は第三号から前号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第五項において「従属業務」という。）

ロ 第百六条第二項第一号に掲げる金融関連業務

十三 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の総株主等の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数を超える議決権を、前号に掲げる会社で内閣府令で定めるものが保有しているものに限る。）

十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の承認を受けようとする保険持株会社は、当該承認の申請に係る会社の業務の内容、資本の額、人的構成その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうとする業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その承認をしなければならない。

一 当該業務の内容が、次のイ又はロに該当することから、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。

イ 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。

ロ 当該業務の内容が、国民生活の安定又は国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあること。

二 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の資本の額、人的構成等に照らして、当該申請に係る会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

4 第一項の規定は、同項各号に掲げる会社以外の会社が、保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険持株会社は、その子会社となつた当該会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5・6 (略)

(保険持株会社の営業年度)

第一百七十二条の二十三 保険持株会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百七十二条の二十五 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該保険持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該保険持株会社の子会社である保険会社の本店及び支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

3 保険持株会社は、第一項に規定する事項のほか、当該保険持株会社の子会社である保険会社の保険契約者その他の顧客が当該保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(保険持株会社の営業報告書等の記載事項)

第二百七十二条の二十六 保険持株会社が商法第二百八十二条第一項（計算書類の作成）又は商法特例法第二十二条の二十六第一項（計算書類の作成等）の規定により作成する保険持株会社の営業報告書及び附属明細書の記載事項は、内閣府令で定める。

(保険持株会社等に対する立入検査)

第二百七十二条の二十八 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に当該保険会社を子会社とする保険持株会社の事務所その他の施設に立ち入りさせ、当該保険会社若しくは当該保険持株会社の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該保険持株会社の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

254 (略)

(保険持株会社に対する改善計画の提出の要求等)

第二百七十二条の二十九 内閣総理大臣は、保険持株会社の業務又は保険持株会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険持株会社の子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該保険会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要な限度において監督上必要な措置を命ぜることができる。

2 内閣総理大臣は、保険持株会社に対し前項の規定による命令（改善計画の提出を求めるなどを含む。）をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるとときは、当該保険持株会社の子会社である保険会社に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(保険持株会社に係る認可の取消し等)

第二百七十二条の三十 内閣総理大臣は、保険持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該保険持株会社に対しその取締役、執行役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該保険持株会社の第二百七十二条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該保険持株会社の子会社である保険会社に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された保険持株会社に対して与えられているものとみなす。

2 保険持株会社は、前項の規定により第二百七十二条の十八第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がなお保険会社の主要株主基準以上の数の議決権の保有者であ

るときは、当該措置を講じた日を第二百七十二条の十第二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

4 内閣総理大臣は、保険会社を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である保険会社に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二百七十二条の十八第一項の認可を受けずに保険会社を子会社とする持株会社として設立されたもの
- 二 第二百七十二条の十八第一項の認可を受けないことなく同項の猶予期限日後も保険会社を子会社とする持株会社であるもの
- 三 第二百七十二条の十八第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、第一項の規定による措置を講ずることなく同項の内閣総理大臣が指定する期間後も保険会社を子会社とする持株会社であるもの

(保険持株会社に係る合併、分割又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

- 1 第二百七十二条の三十一 保険持株会社を全部又は一部の当事者とする合併（当該合併前に保険持株会社であつた一の会社が当該合併後も保険持株会社として存続するものに限る。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 保険持株会社を当事者とする分割（当該分割により営業を承継させた保険持株会社又は当該分割により営業を承継した保険持株会社が、その分割後も引き続き保険持株会社であるものに限る。）は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 保険持株会社を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（当該営業の譲渡又は譲受けをした保険持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き保険持株会社であるものに限る。）は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 第二百七十二条の十九第一項の規定は、前三項の認可の申請があつた場合について準用する。

(届出事項)

- 1 第二百七十二条の三十二 保険主要株主（保険主要株主であつた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 一 第二百七十二条の十第一項の認可に係る保険主要株主になつたとき又は当該認可に係る保険主要株主として設立されたとき。
 - 二 保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき。
 - 三 保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。
- 2 保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなつたとき（前号及び次号の場合を除く。）。
- 3 保険会社の解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。
- 4 その総株主の議決権の百分の五十を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。
- 5 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。
- 6 保険持株会社（保険持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その

旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 第二百七十二条の十八第一項の認可に係る保険持株会社になつたとき、又は当該認可に係る保険持株会社として設立されたとき。
- 二 保険会社を子会社とする持株会社でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。
- 三 第二百七十二条の二十二第一項各号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第二百七十二条の三十一第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、分割又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。
- 四 その子会社が子会社でなくなったとき（第二百七十二条の三十一第二項又は第三項の規定による認可を受けて分割又は営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）。
- 五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。
- 六 資本の額を変更しようとするとき。
- 七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有される」ととなつたとき。
- 八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

3 (略)

(認可の失効)

- 第二百七十二条の三十三 第二百七十二条の十第一項の認可について次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項ただし書の認可について第二号又は第三号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。
 - 一 当該認可があつた日から六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認があつたときを除く。）。
 - 二 当該認可に係る保険主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき。
 - 三 当該認可に係る保険主要株主が当該認可に係る保険会社を子会社とする」とについて第二百七十二条の十八第一項又は第三項ただし書の認可を受けたとき。
- 第二百七十二条の十八第一項の認可について次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項ただし書の認可について第二号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。
 - 一 当該認可があつた日から六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認があつたときを除く。）。
 - 二 当該認可に係る保険持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなつたとき。

(登録)

- 第二百八十六条 保険仲立人は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならぬ。

(登録の取消し等)

第三百七条 内閣総理大臣は、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 生命保険募集人若しくは損害保険代理店が第二百七十九条第一項第一号から第三号まで、第四号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第七号、第八号（同項第六号に係る部分を除く。）、第九号（同項第六号に係る部分を除く。）、第十号若しくは第十一号のいずれかに該当することとなつたとき、又は保険仲立人が第二百八十九条第一項第一号から第三号まで、第四号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第七号、第八号（同項第六号に係る部分を除く。）若しくは第十号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を受けたとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき、その他保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

- 2 内閣総理大臣は、生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人の事務所の所在地を確知できないとき、又は生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人の所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人から申出がないときは、当該生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の登録を取り消すことができる。
- 3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年六月二十一日法律第九十五号）（抄）

（更生計画による権利の変更）

第二百六十条 次に掲げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類の権利を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。ただし、不利益を受ける者の同意がある場合又は少額の更生債権等若しくは第二百四十七条第一項において準用する会社更生法第二百三十六第二項第一号から第三号までに掲げる請求権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

- 一 更生担保権
- 二 一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権
- 三 前号、次号及び第五号に掲げるもの以外の更生債権
- 四 約定劣後更生債権
- 五 基金に係る更生債権
- 六 社員権

○ 会社更生法（平成十四年十一月十三日法律第百五十四号）（抄）

（更生計画による権利の変更）

第一百六十八条 次に掲げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類の権利を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。ただし、不利益を受ける者の同意がある場合又は少額の更生債権等若しくは第百三十六条第二項第一号から第三号までに掲げる請求権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合はこの限りでない。

- 一 更生担保権
- 二 一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権
- 三 前号及び次号に掲げるもの以外の更生債権
- 四 約定劣後更生債権
- 五 残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式
- 六 前号に掲げるもの以外の株式

257
(略)